

政令第三十九号

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十三条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十六条、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十七条、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十四条、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十六条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の九、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十一条第一項及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（診療放射線技師法施行令の一部改正）

第一条 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段を削る。

第十四条の表第八条の項から第九条第二項の項までを次のように改める。

前条	設置者		所管大臣
第十四条の表前条の項を次のように改める。	第十条第一項	設置者	設置者
	設置者	設置者	所管大臣
第十四条の表第十条第一項の項を次のように改める。	第九條第二項	設置者	設置者
	設置者	設置者	所管大臣
第九條第一項	設置者	設置者	設置者
	設置者	設置者	
第八條	設置者	設置者	設置者
	設置者	設置者	

<p>申請書を、行政庁に提出しなければならない</p>	<p>書面により、行政庁に申し出るものとする</p>
-----------------------------	----------------------------

第十八条中「、第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」を「及び第四条第一項」に改める。

(保健師助産師看護師法施行令の一部改正)

第二条 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段を削る。

第二十条中「第十三条第一項前段及び第二項前段」を「第十三条第一項及び第二項」に、「第十四条第一項前段」を「第十四条第一項」に、「第十七条前段」を「第十七条」に改める。

第二十一条の表第十二条の項から第十三条第二項の項までを次のように改める。

<p>第十二条</p>	
<p>設置者</p> <p>申請書を、行政庁に提出しなければならない</p>	<p>所管大臣</p> <p>書面により、行政庁に申し出るものとする</p>

第十三条第一項		設置者	所管大臣
第十三条第二項		設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に届け出なければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	行政庁に通知するものとする

第二十一条の表第十四条第一項の項を次のように改める。

第十四条第一項		設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする		

第二十一条の表第十七条の項を次のように改める。

第十七条		設置者	所管大臣
申請書を行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする		

第二十五条中「、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項

後段並びに第十七条後段」を「及び第八条第五項」に改める。

(歯科技工士法施行令の一部改正)

第三条 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。

第十条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十一条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十一条第二項	
設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十条中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに

第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十一条の項から第十二条第二項の項までを次のように改める。

第十一条		設置者	所管大臣
第十二条第一項		設置者	所管大臣
第十二条第二項		設置者	所管大臣
設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
設置者	行政庁に届け出なければならない	行政庁に届け出なければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
設置者	行政庁に届け出なければならない	行政庁に届け出なければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

第十七条の表第十三条第一項の項を次のように改める。

第十三条第一項		設置者	所管大臣
設置者	行政庁に報告しなければならない	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
ばならない	

第十九条中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

(理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正)

第五条 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段を削る。  
 第十六条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。

第十条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
ばならない	



第十一条第一項		設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない		行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	
第十一条第二項	設置者	所管大臣	
行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする		

第十六条の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項		設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする		

第十六条の表前条の項を次のように改める。

前条		設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする		

第二十条中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに

第十五条後段」を「並びに第七条」に改める。

(視能訓練士法施行令の一部改正)

第六条 視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十一条の項から第十二条第二項の項までを次のように改める。

第十一条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十二条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第二項	
設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表第十三条第一項の項を次のように改める。

第十三条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十条中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

(歯科衛生士法施行令の一部改正)

第七条 歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段を削る。

第九条の表第三条の項から第四条第二項の項までを次のように改める。



申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
----------------------	---------------------

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段を削る。

第八条の表第二条の項から第三条第二項の項までを次のように改める。

第二条	設置者	行政庁に申請しなければならない	設置者	行政庁に申し出るものとする
	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	所管大臣	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

第三条第二項	
設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第八条の表第四条第一項の項を次のように改める。

第四条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第八条の表前条の項を次のように改める。

前条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
ばならない	

第十条第一項第二号中「厚生労働大臣認定養成施設」を「同項第一号に定める養成施設」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

(柔道整復師法施行令の一部改正)

第九条 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段を削る。

第九条の表第三条の項から第四条第二項の項までを次のように改める。

第三条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

  

第四条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

  

第四条第二項	
設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

  

第九条の表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	
設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第九条の表前条の項を次のように改める。

前条	
設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、令和四年五月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の項中「第一条、第一条の三第

二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に、「第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び

第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」を「及び第四条第一項」に改め、同表保健師助産師



看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の項中「、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」を「及び第八条第五項」に改め、同表歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の項中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の項中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の項中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段」を「並びに第七条」に改め、同表視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の項中「、第七条、第十条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の項及び柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の項を削る。

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

一	診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）（第一条関係）	1
二	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）（抄）（第二条関係）	6
三	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）（抄）（第三条関係）	12
四	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）（第四条関係）	17
五	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）（抄）（第五条関係）	22
六	視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）（抄）（第六条関係）	27
七	歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）（抄）（第七条関係）	32
八	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）（抄）（第八条関係）	37
九	柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）（抄）（第九条関係）	43
十	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）	48

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第八条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第八条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第七条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第七条から前条までの規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第 一項	設置者	設置者	(略)
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	申請書を、行政庁に提出しなければならない	(略)
	所管大臣	所管大臣	(略)
	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	書面により、行政庁に申し出るものとする	(略)

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第 一項	設置者	設置者	(略)
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。 この場合において、当該設置者が学校の設置者である	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。）を經由して行わなければならない	(略)
	所管大臣	所管大臣	(略)
	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	書面により、行政庁に申し出るものとする	(略)

前条	(略)	第十條第 一項	(略)	第九條第 二項	(略)
設置者 申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	(略)	設置者 行政庁に報告しなければな らない	(略)	設置者 行政庁に届け出なければな らない	(略)
所管大臣 書面により、行政庁に申 し出るものとする	(略)	所管大臣 行政庁に通知するものと する	(略)	所管大臣 行政庁に通知するものと する	(略)

前条	(略)	第十條第 一項	(略)	第九條第 二項	(略)
設置者 申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場	(略)	設置者 行政庁に報告しなければな らない。この場合において 、当該設置者が学校の設置 者であるときは、その所在 地の都道府県知事を経由し て行わなければならない	(略)	設置者 行政庁に届け出なければな らない。この場合において 、当該設置者が学校の設置 者であるときは、その所在 地の都道府県知事を経由し て行わなければならない	ときは、その所在地の都道 府県知事を経由して行わな ければならぬ
所管大臣 書面により、行政庁に申 し出るものとする	(略)	所管大臣 行政庁に通知するものと する	(略)	所管大臣 行政庁に通知するものと する	(略)

	<p>(事務の区分)</p> <p>第十八条 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項及び第四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
<p>合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第十八条 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（指定学校養成所の変更の承認又は届出）</p> <p>第十三条 第十一条第一項の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十四条第一項並びに第十七条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（指定学校養成所の変更の承認又は届出）</p> <p>第十三条 第十一条第一項の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>



2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(行政庁に対する報告)

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定学校養成所の指定の取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。

(準用)

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(行政庁に対する報告)

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定学校養成所の指定の取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(準用)

第二十条 第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。この場合において、これらの規定中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条」と、第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と、第十五条及び第十六条第一項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、第十七条（次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事に」読み替えるものとする。

（国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例）

第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十一条から第十九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二十条 第十三条第一項前段及び第二項前段、第十四条第一項前段、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条前段（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。この場合において、これらの規定中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条」と、第十三条第一項前段及び第二項前段並びに第十四条第一項前段（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と、第十五条及び第十六条第一項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、第十七条前段（次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事に」読み替えるものとする。

（国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例）

第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十一条から第十九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第十二条	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする
第十三条	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない	所管大臣	行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする
第一項				

第十二条	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（学校教育法（昭和二十 二年法律第二十六号）に基 づく大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項及び第二項、第十四 条第一項並びに第十七条に おいて同じ。）を経由して 行わなければならない	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする
第十三条	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない。 この場合において、当該設 置者が学校の設置者である ときは、その所在地の都道 府県知事を経由して行わな	所管大臣	行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする
第一項				

第十三条	設置者	設置者	(略)	第二項	行政庁に届け出なければならぬ	行政庁に届け出なければならぬ	(略)	第十四条	設置者	設置者	(略)	第一項	行政庁に報告しなければならない	行政庁に報告しなければならない	(略)	第十七条	設置者	設置者	(略)
	所管大臣	所管大臣	(略)		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)		所管大臣	所管大臣	(略)		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)		所管大臣	所管大臣	(略)

第十三条	設置者	設置者	(略)	第二項	行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	(略)	第十四条	設置者	設置者	(略)	第一項	行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	(略)	第十七条	設置者	設置者	(略)
	所管大臣	所管大臣	(略)		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)		所管大臣	所管大臣	(略)		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)		所管大臣	所管大臣	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務(第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

その所在地の都道府県知事  
を經由して行わなければ  
ならない

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十條	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ
第十條	(略)	(略)
	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十一條	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない
第十一條	所管大臣	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十條	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場合において、当該設置者が 歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の 都道府県知事（大学以外の 公立の学校にあつては、そ の所在地の都道府県教育委員 会。次条第一項及び第二 項、第十二条第一項並びに 第十六条において同じ。） を経由して行わなければなら ない
第十條	(略)	(略)
	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十一條	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。
第十一條	所管大臣	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする



	第十一條		(略)		第十二條		(略)
	設置者	設置者	(略)	設置者	設置者		(略)
	行政庁に届け出なければならぬ	行政庁に届け出なければならぬ		行政庁に報告しなければならぬ	行政庁に報告しなければならぬ		
	所管大臣	所管大臣	(略)	所管大臣	所管大臣		(略)
	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする		

	第十一條		(略)		第十二條		(略)
	設置者	設置者	(略)	設置者	設置者		(略)
	この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない		この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない		
	所管大臣	所管大臣	(略)	所管大臣	所管大臣		(略)
	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする		行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする		

(略)	前条	(略)	設置者		申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	(略)	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする
<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>								
(略)	前条	(略)	設置者		申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 歯科技工士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県知事を経由して行 わなければならない	(略)	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする
<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>								

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十二条 第二項	設置者	設置者	(略)
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	申請書を、行政庁に提出しなければならない	(略)
第十二条 第一項	所管大臣	所管大臣	(略)
	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	書面により、行政庁に申し出るものとする	(略)

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十二条 第二項	設置者	設置者	(略)
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。 この場合において、当該設置者が学校の設置者である	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を經由して行わなければならない	(略)
第十二条 第一項	所管大臣	所管大臣	(略)
	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	書面により、行政庁に申し出るものとする	(略)



	<p>(事務の区分)</p> <p>第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処          理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律          第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務          とする。</p>
<p>合において、当該設置者が          学校の設置者であるときは          、その所在地の都道府県知          事を経由して行わなければ          ならない</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一          項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段          の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方          自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規          定する第一号法定受託事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十五条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>



2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする

第十條	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ
第十條	(略)	書面により、行政庁に申 し出るものとする
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ
第十一條	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない
第十一條	所管大臣	行政庁に協議し、その承認 を受けけるものとする

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十條	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項及び第二項、第十二 条第一項並びに第十五条に おいて同じ。）を経由して 行わなければならない
第十條	(略)	書面により、行政庁に申 し出るものとする
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項及び第二項、第十二 条第一項並びに第十五条に おいて同じ。）を経由して 行わなければならない
第十一條	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない。
第十一條	所管大臣	行政庁に協議し、その承認 を受けけるものとする

前条	(略)		第十二条	(略)		第二項	第十一条
設置者	(略)		設置者	(略)		行政庁に届け出なければならぬ	設置者
申請書を、行政庁に提出し			行政庁に報告しなければならぬ				行政庁に届け出なければならぬ
書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣

前条	(略)		第十二条	(略)		第二項	第十一条
設置者	(略)		設置者	(略)		行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	設置者
申請書を、行政庁に提出し			行政庁に報告しなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない				設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない
書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣

	なければならぬ	し出るものとする
<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処          理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律          第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務          とする。</p>		
	<p>なければならぬ。この場          合において、当該設置者が          学校の設置者であるときは          、その所在地の都道府県知          事を経由して行わなければ          ならぬ</p>	し出るものとする
<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十一条第一項          後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段の          規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自          治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定          する第一号法定受託事務とする。</p>		

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規



前条	(略)		第十二条		(略)		第十三条		(略)		第一項		(略)	
設置者	(略)		設置者		(略)		設置者		(略)		行政庁に報告しなければならぬ		(略)	
申請書を、行政庁に提出しなければならぬ			行政庁に届け出なければならぬ				行政庁に届け出なければならぬ							
所管大臣	(略)		所管大臣		(略)		所管大臣		(略)		行政庁に通知するものとする		(略)	
書面により、行政庁に申し出るものとする			行政庁に通知するものとする				行政庁に通知するものとする							

前条	(略)		第十二条		(略)		第十三条		(略)		第一項		(略)	
設置者	(略)		設置者		(略)		設置者		(略)		行政庁に報告しなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない		(略)	
申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。この場			行政庁に届け出なければならぬ				行政庁に届け出なければならぬ							
所管大臣	(略)		所管大臣		(略)		所管大臣		(略)		行政庁に通知するものとする		(略)	
書面により、行政庁に申し出るものとする			行政庁に通知するものとする				行政庁に通知するものとする							



	<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処          理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律          第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務          とする。</p>
<p>合において、当該設置者が          学校の設置者であるときは          、その所在地の都道府県知          事を経由して行わなければ          ならない</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、          第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一          項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段          の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方          自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規          定する第一号法定受託事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、<u>第五条第一項並びに第八条の二において同じ。</u>）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、<u>当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</u></p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p>

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条の二 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条の二 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第九条 国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四 条第 一 項	第三 条	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	設置者
			書面により、行政庁に申 し出るものとする
			所管大臣
			行政庁に協議し、その承認 を受けるものとする

第九条 国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四 条第 一 項	第三 条	(略)	(略)
	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 歯科衛生士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県知事（大学以外の 公立の学校にあつては、そ の所在地の都道府県教育委 員会。次条第一項及び第二 項、第五条第一項並びに第 八条の二において同じ。） を経由して行わなければな らぬ	設置者
			書面により、行政庁に申 し出るものとする
			所管大臣
			行政庁に協議し、その承認 を受けるものとする

	第四 条第 二項		(略)	第五 条第 一項	
	設置者	設置者	(略)	設置者	
	行政庁に届け出なければならぬ	行政庁に届け出なければならぬ	(略)	行政庁に報告しなければならぬ	
	所管大臣	所管大臣	(略)	所管大臣	
	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)	行政庁に通知するものとする	

	第四 条第 二項		(略)	第五 条第 一項	
	設置者	設置者	(略)	設置者	
	この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	(略)	行政庁に報告しなければならぬ。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	
	所管大臣	所管大臣	(略)	所管大臣	
	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	(略)	行政庁に通知するものとする	

2 第十三条 (略)	(削る)		前条	(略)
			設置者	(略)
			申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	
			書面により、行政庁に申 し出るものとする	
2 第十四条 (略)	(事務の区分)	第十三条 第三條後段、第四條第一項後段及び第二項後段、第五條第一項後段並びに第八條の二後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	前条	(略)
			設置者	(略)
			申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 歯科衛生士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県知事を経由して行 わなければならぬ	
			書面により、行政庁に申 し出るものとする	

○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定の申請）</p> <p>第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。



第三条第	(国の設置する学校養成施設の特例)	
	第八条 国の設置する学校養成施設に係る前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	(略)
設置者	設置者 行政庁に申請しなければならない	(略)
所管大臣	行政庁に申し出るものとする	(略)

第三条第	(国の設置する学校養成施設の特例)	
	第八条 国の設置する学校養成施設に係る前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	(略)
設置者	設置者 行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない	(略)
所管大臣	行政庁に申し出るものとする	(略)

一 項	第三 条第 三項		行政 庁に 申請 し、 その 承認 を受け なければ ならない
一 項	第四 条第 一項		行政 庁に 報告 しな ければ な ら ない
	(略)		
	設置 者		
	行政 庁に 届出 な けれ ば な ら ない		
	(略)		
	所 管 大 臣		
	行政 庁に 通知 する もの と		
	す る		

一 項	第三 条第 二項		行政 庁に 申請 し、 その 承認 を受け なければ ならない。 この 場合 にお いて、 当該 設 置者 が学 校又 は厚 生 労働 大臣 認定 養成 施設 の設 置者 であ るとき は、 その 所在 地の 都道 府県 知事 を経 由して 行 わな けれ ば な ら ない
一 項	第四 条第 一項		行政 庁に 報告 しな けれ ば な ら ない。 この 場合 にお いて 、 当 該 設 置者 が学 校又 は厚 生 労働 大臣 認定 養成 施設 の設 置者 であ るとき は、 その 所在 地の 都道 府県 知事 を経 由して 行 わな けれ ば な ら ない
	(略)		
	設置 者		
	行政 庁に 届出 な けれ ば な ら ない。 この 場合 にお いて 、 当 該 設 置者 が学 校又 は厚 生 労働 大臣 認定 養成 施設 の設 置者 であ るとき は、 その 所在 地の 都道 府県 知事 を経 由して 行 わな けれ ば な ら ない		
	(略)		
	所 管 大 臣		
	行政 庁に 通知 する もの と		
	す る		

	(略)	
前条	(略)	
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	
所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	

(行政庁等)

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 法第二条第一項の規定による同項第一号に定める養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設

	(略)	
前条	(略)	
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 学校又は厚生労働大臣認定 養成施設の設置者であると きは、その所在地の都道府 県知事を経由して行わな ければならぬ	生労働大臣認定養成施設の 設置者であるときは、その 所在地の都道府県知事を経 由して行わなければならぬ い
所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	

(行政庁等)

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 法第二条第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設

<p>設の認定に関する事項 厚生労働大臣</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>の認定に関する事項 厚生労働大臣</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第十四条 第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければ</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければ</p>

ならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第九条 国の設置する学校養成施設に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

ならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第九条 国の設置する学校養成施設に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四 条第 一 項	第三 条	(略)	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならぬ
	(略)	(略)	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	行政庁に協議し、その承認 を受けけるものとする

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四 条第 一 項	第三 条	(略)	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならぬ。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（公立の学校にあつては 、その所在地の都道府県教 育委員会。次条第一項及び 第二項、第五条第一項並び に第八条において同じ。） を経由して行わなければな らぬ	設置者	行政庁に申請し、その承認 を受けなければならぬ。 この場合において、当該設 置者が学校の設置者である ときは、その所在地の都道
	(略)	(略)	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	行政庁に協議し、その承認 を受けけるものとする





<p>2 第十三条 (略)</p>	<p>(削る)</p>
<p>2 第十四条 (略)</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第十三条 第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない</p>

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	政令	政令	政令
（略）	（略）	（略）	（略）
診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）	診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）	診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）	診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）
保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）
第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条	第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条	第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第十七条後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段の規定により都道府県が処理する	第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第十七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務

	第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、 准看護師に係るものを除く。）		第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、 第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）	第一条、第三条第二項、第四条第一項、 第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)
	こととされている事務（第三条第五項、 第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、 第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、 准看護師に係るものを除く。）		務 項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）	第一条、第三条第二項、第四条第一項、 第五条第二項、第六条第二項及び第五項、 第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)

<p>理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）</p>	<p>第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p> <p>視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）</p>	<p>（略）</p> <p>第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>
<p>理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）</p>	<p>第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十一条後段及び第十二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p> <p>視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）</p>	<p>（略）</p> <p>第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第十二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（削る）</p> <p>歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政</p>	<p>（削る）</p> <p>第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(略)	(削る)
(略)	(削る)
(略)	<p>令第三百一号) 柔道整備師法施行令 (平成四年政令第三 百二号)</p>
(略)	<p>第三条後段、第四条第一項後段及び第二 項後段、第五条第一項後段並びに第八条 後段の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務</p>